

オープンウォータースイミング競技規則

2018－4－1

公益財団法人 日本水泳連盟

目次

総則	1
定義	1
競技役員	1
競技役員の職務	2
スタート	6
開催地	6
レース	7
フィニッシュ	8
抗議	9
その他	10
付則	10

総則

本規則は、国際水泳連盟（以下、「FINA; Federation Internationale de Natation」という）オープンウォータースイミング（以下、「OWS」という）競技規則に則り制定したものである。公益財団法人日本水泳連盟（JASF; Japan Swimming Federation. 以下、「本連盟」という）ならびに本連盟の加盟団体（以下、「加盟団体」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

公式競技会および公認競技会においては、本連盟の「オープンウォータースイミング（OWS）競技に関する安全対策ガイドライン」に沿った安全対策を講じなければならない。

競技会固有の環境または条件により、必要に応じて、本連盟の OWS 競技規則（以下、「競技規則」という）を基準とした「ローカルルール」を策定することができる。ローカルルールは、競技開始前に競技者へ通知しなければならない。

なお、本規則条項文末尾記載の（ ）書きは、本規則制定の根拠とした FINA 規則における条項である。

OWS Open Water Swimming Rules（オープンウォータースイミング競技規則）

GR General Rules（一般規則）

BL By Laws（付則）

第1条 定義

1 OWS とは、川、湖、海洋もしくは海峡などで行われる10km 種目を除く競技と定義する。
(OWS1.1)

2 マラソンスイミングとは、オープンウォーター競技における10km 種目と定義する。(OWS1.1.1)

3 競技会への出場は、14歳以上の競技者とする。なお、年齢は競技会のある年の12月31日時点の競技者の年齢とする。(OWS1.2)

第2条 競技役員

競技会を運営・統括するための競技役員として、次の役職と人数をおく。(OWS2)

審判長（チーフ・レフリー）：各レースにつき1名

審判員（レフリー）：少なくとも2名、エントリー数に応じて人数を増やす

計時主任（チーフ・タイムキーパー）＋計時員（タイムキーパー）2名

着順審判主任（チーフ・フィニッシュ・ジャッジ）＋着順審判員（フィニッシュ・ジャッジ）2名

安全担当員（セイフティ・オフィサー）

医事救護員（メディカル・オフィサー）

コース担当員（コース・オフィサー）

招集員（クラーク・オブ・ザ・コース）

レース審判員（レース・ジャッジ）：10km以下のレースを除き、各競技者につき1名

折返審判員（ターン・ジャッジ）：コース転換点（ターンブイ）ごとに1名

給水審判員（フィーディング・プラットフォーム・ジャッジ）：給水用栈橋を使用する場合

出発合図員（スターター）

通告員（アナウンサー）

記録員（レコーダー）

注：競技役員は2役を兼務することはできない。但し、1つの役割が終了した後に別の役割を行うことは可能とする。また、必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員をおくことができる。

注：各役職名については、日本語名、もしくは本条文内で（ ）書きにて併記した FINA 規則に基づくカタカナ表記名のどちらを使用しても構わない。

第3条 競技役員の仕事

1 審判長（チーフ・レフリー）

(1) 競技者および競技役員に対し完全なる統轄権を持ち、競技規則を完全に施行し、競技会の運営にあたってはすべての事柄について最終決定を下す。また競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。(OWS3.1)

(2) 競技中、競技規則が遵守されているかどうかを常に監督する。(OWS3.2)

(2-1) 競技者や競技役員を危険にさらす状況になった場合、安全担当員（セイフティ・オフィサー）と協議し、レースを中止する。(OWS3.2.1)

(3) 競技開始前および競技中に起こった事柄に関しての抗議について、裁定を下す。(OWS3.3)

(4) 着順審判員の着順判定結果と記録が合わなかった場合、判断を下す。(OWS3.4)

(5) スタート時、旗を出発合図員に向け、笛を短く吹くことで、スタートが差し迫り、競技が始まることを競技者に知らせる。(OWS3.5)

(6) 競技規則に則っていないと判断した場合、また他の競技役員が報告してきた場合、当該競技者を失格とする。(OWS3.6)

(7) 競技役員各役職を任命し、その職務の分担や指示を与え、競技の運営が公正かつ円滑に行われるようにする。なお、必要に応じて競技役員を補充や交代を命ずることができる。(OWS3.7)

(8) 競技開始前および競技終了後、記録員、コース担当員、安全担当員からのすべての競技者の確認報告を受ける。(OWS3.8)

2 審判員（レフリー）

- (1) 競技中、競技規則が遵守されているかどうかを常に監督する。(OWS3.9)
- (2) 競技規則に抵触した競技者を目撃した場合、当該競技者を失格させる。(OWS3.10)

3 出発合図員（スターター）

- (1) 競技規則第4条に従い、審判長の合図により、競技を開始する。(OWS3.11)

4 計時主任（チーフ・タイムキーパー）

- (1) スタート地点とフィニッシュ地点に、少なくとも2名の計時担当員を配置する。(OWS3.12)
- (2) スタート15分前に、全員の時計が公式競技時計（標準時）を示しているかを確認する。(OWS3.13)
- (3) 各競技者の記録用紙を計時員から収集する。必要であれば、計時員の時計を検査する。(OWS3.14)
- (4) 各競技者の記録用紙の公式記録を確認する。(OWS3.15)

5 計時員（タイムキーパー）

- (1) 各競技者、または複数の競技者の計時を行う。時計はメモリー機能および出力機能を持つもので、実行委員会が承認した、正確性が証明されたものでなければならない。(OWS3.16)
- (2) スタートの合図で時計を始動させ、計時主任から指示があった時のみ時計を止める。(OWS3.17)
- (3) 各競技者のフィニッシュ後、記録と競技者番号を速やかに用紙に記入し、計時主任に提出する。(OWS3.18)

注：自動計測装置を使用する場合でも、補完の観点から、同様の任務を遂行する。

6 着順審判主任（チーフ・フィニッシュ・ジャッジ）

- (1) 各審判員を所定位置に配置する。(OWS3.19)
- (2) 競技中の審判員の指示や判定を記録する。(OWS3.20)
- (3) 競技終了後、各着順審判員からの結果用紙に署名をし、判定結果とそれを反映させた結果、順位を審判長に提出する。(OWS3.21)
- (4) レース審判員の乗船先を決め、レース審判員に役割を指示する。(OWS3.22)
- (5) 競技終了後、レース審判員から署名付き報告書を回収し、審判長に提出する。(OWS3.24)

7 着順審判員（フィニッシュ・ジャッジ）2名

- (1) 常に競技のフィニッシュがはっきりと見える、フィニッシュラインの延長線上に配置される。(OWS3.25)
- (2) 各競技者の着順を判定する。(OWS3.26)

注:着順審判員は計時員を兼務してはならない。

8 レース審判員 (レース・ジャッジ)

- (1) 担当競技者を常に観察できるよう、事前抽選で決まった選手伴走船に乗船する。(OWS3.27)
- (2) 競技中、常に競技規則が守られているかを監察し、違反行為があった場合は記録し、すみやかに審判員に報告する。(OWS3.28)
- (3) 制限時間を超えたため、審判長によって退水を命じられたことを競技者に伝える。(OWS3.29)
- (4) 担当となった競技者が不公平な利点を得ていないか、他の競技者を妨害していないかを監察し、必要に応じて他の競技者から距離をおくよう指示する。(OWS3.30)

9 折返審判員 (ターン・ジャッジ)

- (1) 競技会要項や競技前の説明会で説明されたとおりに、競技者全員が正しくコースを折返したかを監察する。(OWS3.31)
- (2) ターンの際の違反行為はすべて記録し、笛を鳴らして知らせる。そして、直ちに審判長に違反行為があったことを伝える。(OWS3.32)
- (3) 競技終了後、署名した記録用紙をすみやかに着順審判主任に提出する。(OWS3.33)

10 安全担当員 (セイフティ・オフィサー)

- (1) 競技の実施に関するすべての安全面について、審判長に対し責任を負う。(OWS3.34)
- (2) 競技開始前に、コース全体、特にスタート地点およびフィニッシュ地点を点検し、安全性および適切性が確保され、障害物が無いことを確認する。(OWS3.35)
- (3) 競技を行うのに十分な安全器材、動力艇を確保する責任を負う。(OWS3.36)
- (4) 競技前に競技者に対して、競技の進捗に影響を及ぼすような潮汐や流れを提示する。(OWS3.37)
- (5) 競技中、医事救護員とともに競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、審判長にその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(OWS3.38)

11 医事救護員 (メディカル・オフィサー)

- (1) 競技および競技者に関するすべての医療面および救護面について、審判長に対し責任を負う。(OWS3.39)
- (2) 地域の医療施設に競技の特性を伝え、事故発生の際には、出来るだけ速やかに医療施設に収容できるよう競技開始前に確認する。(OWS3.40)
- (3) 競技中、安全担当員とともに競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、審判長にその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(OWS3.41)

12 コース担当員（コース・オフィサー）

- (1) 競技コースの正確な測量に関して、実行委員会に対して責任を負う。(OWS3.42)
- (2) スタート地点およびフィニッシュ地点の表示物および装置の状態を点検し、すべてが適切に配置され作動することを確認する。(OWS3.43)
- (3) 競技開始前に、競技コース上のすべてのターンバイの状態を点検し、すべてが適切に配置されていることを確認する。(OWS3.44)
- (4) 競技開始前に、審判員と安全担当員とともにコースと表示物の確認を行う。(OWS3.45)
- (5) 競技開始前に、折返審判員が所定の位置に配置されていることを確認して審判長に報告する。(OWS3.46)

13 招集員（クラーク・オブ・ザ・コース）

- (1) 各競技前に招集エリアに競技者を招集し、フィニッシュ後の控え室が適切な施設かを確認する。(OWS3.47)
- (2) 競技開始前の所定の時間に競技者を招集し、競技者のナンバリング（競技者番号の表示）、および手足の爪の長さが整えられていること、時計を含む装飾品（ジュエリー類）の装着が無いことを確認する。(OWS3.48)
- (3) スタート前の決められた時間に、招集エリア内に、すべての競技者が揃っていることを確認する。(OWS3.49)
- (4) 競技者、競技役員に、スタート5分前まではスタートまでの残り時間を適宜知らせ、スタート5分前からは1分ごとにスタートまでの残り時間を知らせる。(OWS3.50)
- (5) 競技者がスタートエリアに置き残した衣類や持ち物を、フィニッシュエリアに安全に移動させ保管する責任を負う。(OWS3.51)
- (6) 帯同者が不在の場合、すべての競技者がフィニッシュ後の退水時に必要な持ち物を所持していることを確認する。(OWS3.52)

14 記録員（レコーダー）

- (1) 途中棄権を記録し、公式記録を作成し、チーム表彰のポイントを積算する。(OWS3.53)
- (2) すべての違反行為の詳細を記載し、署名をして、審判長に提出する。(OWS3.54)

15 給水審判員（フィーディング・プラットフォーム・ジャッジ）

- (1) 給水用栈橋において、競技者と競技者の監督コーチが競技規則どおりに給水を行っているかを監察する。(OWS3.55)

第4条 スタート

- 1 すべてのオープンウォーター競技は、競技者全員が固定された壇上か、もしくは、泳ぎ始めるのに十分な深さの水中から、スタートの合図でスタートする。(OWS4.1)
 - (1) 固定された壇上からスタートする場合は、競技者の立ち位置は無作為の抽選によって指定される。(OWS4.1.1)
- 2 招集員は競技者と競技役員にスタートまでの時間を適宜知らせる。スタート5分前からは1分ごとに知らせる。(OWS4.2)
- 3 エントリー数が多い場合、男子競技と女子競技は別々にスタートする。男子競技は常に女子競技の前にスタートする。(OWS4.3)
- 4 スタートラインは、頭上の器具か水面の移動可能な器具により、はっきりと表示される。(OWS4.4)
- 5 審判長は旗を真っ直ぐに揚げ、笛を短く吹いて、スタートが近いことを知らせ、次に、旗を出発合図員に向け、競技開始を出発合図員に委ねる。(OWS4.5)
- 6 出発合図員は、競技者全員からはっきり見える位置に配置する。(OWS4.6)
 - (1) 出発合図員の「位置について(テイク・ユア・マークス)」の指示で、壇上からのスタートの場合、競技者は少なくとも一方の足を壇上の前に出しスタートの態勢をとらなければならない。壇上からのスタートでない場合、競技者はスタートラインに一列に並ばなければならない。(OWS4.6.1)
 - (2) 出発合図員は全員の準備が整ったと判断したら、スタートの合図をする。(OWS4.6.2)
- 7 スタートの合図は、視覚と聴覚の両方に訴えるものでなければならない。(OWS4.7)
- 8 スタートの際に反則を犯した競技者には、競技規則6条3項に則り、審判長の判断によりイエローフラッグかレッドフラッグが提示される。(OWS4.8)
- 9 すべての選手伴走船は、スタート前に所定の位置につき競技者の妨げにならないようにする。また競技者を後方よりピックアップする際も他の競技者の妨げにならないよう航行する。(OWS4.9)
- 10 男子競技および女子競技は同時にスタートできるが、すべての点において両競技は別々の種目として取り扱われる。(OWS4.10)

第5条 開催地

- 1 本連盟が主催する競技会は、本連盟により承認された場所とコースで開催される。
- 2 開催地は安全性を考慮し、流れがゆるやかで、海水、淡水もしくは汽水の水域とする。(OWS5.2)
- 3 開催地の使用に関する適合性の証明書は、該当する現地の衛生機関及び安全機関が発行する。一般的に、この証明書は水質純度および他の要因からの物理的安全性に関するものでなければならない。(OWS5.3)
- 4 コース上のすべての地点は、水深が1.4m以上でなければならない。(OWS5.4)

5 水温は16℃以上31℃以下とする。レース当日のスタート2時間前にレース中間地点の40cmの深さで測定する。測定は審判員1名、大会組織委員会1名、監督者会議で選出された出場チームのコーチ1名の立ち会いのもと行う。(OWS5.5)

(1) 競技中、安全担当員は、水温と気温を定期的に測定する。(OWS5.5.1)

6 コースの折返しは、ターンブイ等ですべて明確に表示されなければならない。ターンブイはガイドブイ(補助ブイ)と別の色にしなければならない。(OWS5.6)

7 ターン・ジャッジ艇等は、競技者の折返しの視野を妨害しないように、すべての折り返し点に配置される。(OWS5.7)

8 給水用棧橋、ターンブイ、ターン・ジャッジ艇等は固定され、潮の干満、風もしくはその他の動きに影響されないものとする。(OWS5.8)

9 フィニッシュへの最終アプローチは目立つ色のマークやガイドロープで表示され、コースとの境界線を作らなければならない。(OWS5.9)

10 フィニッシュは垂直面ではっきりと明示し、表示する。(OWS5.10)

第6条 レース

1 すべてのOWS競技はフリースタイルで行われ、競技者はブイをすべて回って全コースを泳がなければならない。(OWS6.1)

2 レース審判員は、選手伴走船によるペーシングやスリップストリームで不公平な利点を得ていると判断した場合、競技者に対して選手伴走船から離れるよう指示する。(OWS6.2)

3 失格処分までの手続

(1) 審判長、審判員により、競技者や競技者の監督コーチ、選手伴走船が、規則違反や故意の接触により利点を得ていると判断された場合は、以下の処分が課される。(OWS6.3.1)

1回目の反則:

イエローフラッグと当該競技者の番号を記したカードを掲示して、違反行為を警告する。

2回目の反則:

レッドフラッグと当該競技者の番号を記したカードを掲示し、2回目の違反行為であることを知らせる。当該競技者は失格となり、速やかに退水し、再びそのレースに参加することはできない。

(2) 競技者、選手伴走船、競技者の監督コーチが「スポーツマン精神に反した行為」をしたと判断した場合、審判長または審判員は、ただちに当該競技者を失格処分とする。(OWS6.3.2)

4 選手伴走船は、競技者がペーシングやスリップストリームで不公平な利点を得ないように、競技者前方に位置取らないようにする。(OWS6.4)

5 選手伴走船は競技者を選手伴走船の前方か横に位置取らせなければならない。(OWS6.5)

6 競技者は、競技中に底に立っても失格にならないが、歩いたり、ジャンプしたりしてはならない。(OWS6.6)

7 競技者はあらゆる固定もしくは浮き装置から支援を得てはならない。また競技者は故意に選手伴走船に触れたり、触れられてはならない。(OWS6.7)

(1) 明らかに競技続行困難な状況にある競技者への医事救護員らによる支援行為は、失格処分の対象とはならない。(OWS6.7.1)

8 選手伴走船を用いるレースでは、選手伴走船は、レース審判員1名、競技者が選んだ者1名、操船に必要な最低人数を乗せていなければならない。(OWS6.8)

(1) 選手伴走船は競技者の番号とチーム旗をどこから見ても分かるように掲示する。(OWS6.8.1)

9 安全担当船は、安全担当員、操船に必要な最低人数を乗せていなければならない。(OWS6.9)

10 競技者は、スピード、持久性、浮力を高めるような装置を使用もしくは着用してはならない。公認の水着、ゴーグル、2枚以下のキャップ、ノーズクリップおよび耳栓の使用は可とする。(OWS6.10)

11 競技者は、グリスもしくはその種の物質を使用することが出来るが、審判長の判断のもと、過度の使用でないことを条件とする。(OWS6.11)

12 他の者が入水し、競技者のペースを作ってはならない。(OWS6.12)

13 許可された競技者の監督コーチは、給水用棧橋や選手伴走船から、競技者にコーチングや指示を出すことができる。ただし笛を使用してはならない。(OWS6.13)

14 給水用棧橋にて栄養物を摂取する場合、競技規則6条6項が適用されるが、競技規則6条7項に違反してはならない。(OWS6.14)

15 給水用棧橋から物(食べ物を含む)を投げてはならない。競技者は給水用竿か手渡しで物を受け取らなければならない。(OWS6.15)

16 給水用竿(フィーディングポール)は5m以内とし、その先端にはロープやワイヤーが垂れさがってはいならず、30×20cm以内のチーム旗のみ装着することが許される。(OWS6.16)

17 すべての競技は1位の競技者がフィニッシュしてから5kmごとに15分、最大120分を制限時間とする。(OWS6.17)

(1) 制限時間内にフィニッシュできなかった競技者は退水処分となるが、審判長が認めた場合に限り、そのままフィニッシュまで泳ぎ続けても構わない。但し、その場合はフィニッシュまで泳いでも記録や順位は残らず、ポイントや賞金も受け取ることはできない。(OWS6.17.1)

18 緊急中止(OWS6.18)

(1) 10km以下の場合、できるだけ早く再レースを行う。(OWS6.18.1)

(2) 10km超の場合は、レース時間が3時間を超えていれば、最終順位が審判長から報告される。3時間を超えていなければ、できるだけ早く再レースを行う。(OWS6.18.2)

第7条 フィニッシュ

1 フィニッシュまでのエリアはブイもしくはガイドロープにて明示し、フィニッシュ地点に近づくにつ

れて狭くなるものとする。許可された安全担当船のみがフィニッシュエリアに入ることができる。
(OWS7.1)

2 フィニッシュ用の器具は、風、潮の干満もしくは競技者がぶつかるときの力で動かないよう、定位置に固定された垂直な板状であり、必要であれば浮き装置に固定された、少なくとも5m幅のあるものでなければならない。フィニッシュは、スローモーション機能および計時機能を備えたビデオ録画装置で両側および上部から撮影され、記録される。(OWS7.2)

(1) 計測にはマイクロチップトランスポンダーシステムを含む自動計測装置を使用することが望ましい。マイクロチップトランスポンダーシステムでは10分の1秒単位で正式に記録される。最終順位は、着順審判員の報告やビデオ記録に基づき、審判長によって決定される。(OWS7.2.1)

(2) マイクロチップを使用する競技会では、競技者は両手首に計測チップを装着する。競技者が計測チップを紛失した場合、レース審判員やその他競技役員は、直ちに審判長に報告し、審判長は、水上の競技役員に計測チップの再発行を指示する。競技中に両方の計測チップを紛失したままフィニッシュした場合、その競技者は失格となる。(OWS7.2.2)

(3) フィニッシュに垂直なゴール板が設置されている場合、競技者はフィニッシュの際にその垂直なゴール板にタッチしなければならない。垂直なゴール板にタッチしなかった競技者は、失格となる。(OWS7.2.3)

3 着順審判員および計時員は、フィニッシュを常に観察できる場所に配置する。その配置場所は、担当競技役員の占有とする。(OWS7.3)

4 選手伴走船に乗船した競技者の監督コーチは、退水後の競技者と会えるようにしておくべきである。(OWS7.4)

5 退水の際に手助けが必要な場合は、競技者は明確にその意思表示をすべきである。競技者には不用意に触れず、申し出や意思表示があった場合にのみ補助行為を行える。(OWS7.5)

6 医療班は退水後の競技者の体調を確認すべきである。そのための椅子を準備しておくべきである。(OWS7.6)

7 医療班による体調確認後、競技者は飲食物を摂取すべきである。(OWS7.7)

第8条 抗議

1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、競技終了後30分以内にそのチームの監督または代表者が、文書に抗議料を添えて審判長に提出する。また、競技開始前にわかった事柄については、その競技のスタート合図前に審判長に申し出る。(GR9.2)

2 抗議は、上訴審判団が設置されている競技会においては上訴審判団によって、設置されていない競技会においては、その競技会を主催する本連盟または加盟団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第9条 その他

- 1 競技者は、本連盟または加盟団体の特別な承認がない限り、本連盟の競技者資格規定により登録された競技者に限られていなければならない。
- 2 すべての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用または携行することができる水泳用具、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に違反する物品を競技場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体になってはならない。
 - (1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。
 - (2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。
- 3 公式競技会および公認競技会に出場する場合は、競技会出場に対する誓約書を提出しなければならない。誓約書には提出する日の日付を記入し、かつ競技者本人による署名または捺印を必要とする。競技会当日において未成年者の競技会出場には、競技者本人のほか、保護者による署名または捺印を必要とする。

付則

- OWS 競技における水着、ウェットスーツに関する規則は、FINA 規則に準拠し次のとおりとする。
- 1 OWS 競技会において、競技者は水着を1着(2ピース水着を含む)のみ着用することが許される。追加となるようなアームバンド、レッグバンド等は水着としては認められない。すべての水着(ウェットスーツを含む)は FINA が定めた規則および必要条件に準拠しなければならない。(BL8.2)
 - 2 OWS 競技会において水温が20℃ある場合、男性、女性、両者の水着は、首を覆ったり、肩を超えたり、足首を超えてはならない。OWS 競技用水着のその他の形状詳細については競泳競技会の条件に準拠する。(BL8.4)
 - 3 水温が18℃以上20℃未満の OWS 競技会においては、水着もしくはウェットスーツを着用できる。水温が18℃未満の場合は、ウェットスーツの着用を義務とする。(BL8.5)
- 注:この規則における、ウェットスーツとは保湿性のある素材を使った水着である。男女のウェットスーツは胴体、背中、肩、膝を完全に覆うこと。またこれらのウェットスーツは首、手首、足首を超えてはならない。

オープンウォータースイミング競技規則

第 1 刷 2010 年 4 月 1 日 発行

第 2 刷 2012 年 4 月 1 日 発行

第 3 刷 2014 年 4 月 1 日 発行

第 4 刷 2015 年 4 月 1 日 発行

第 5 刷 2018 年 4 月 1 日 発行

* 第 5 刷は 2018 年 4 月 1 日以降開催される競技会に適用される。

公益財団法人 日本水泳連盟

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

電 話 03-3481-2306

FAX 03-3481-0942